

雑 報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金について、次のとおり変更するので、同法第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和元年九月三日

埼玉県道路公社理事長 大 島 利 彦

一 有料道路名

- ア 狭山環状有料道路
- イ 新見沼大橋有料道路
- ウ 皆野寄居有料道路

二 路線名

- ア 県道所沢堀兼狭山線
県道堀兼根岸線
- イ 一般国道四六三号
- ウ 一般国道一四〇号

三 有料道路の区間

- ア 狭山市狭山から狭山市柏原まで
- イ さいたま市緑区芝原3丁目からさいたま市緑区大字大崎まで
- ウ 大里郡寄居町大字風布から秩父郡皆野町大字皆野まで

四 料金

別表のとおり

五 実施年月日

令和元年十月一日

(別 表)

ア 狭山環状有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽車両等
料金の額	150	280	600	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽車両等
料金の額	150	290	610	20

イ 新見沼大橋有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	260	580	100	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	270	590	100	20

ウ 皆野寄居有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	420	520	680	1,150	310	40

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	430	530	690	1,170	320	40